

## 若年無業者職業基礎訓練事業受託先募集案内

令和2年5月13日

沖縄県商工労働部労働政策課

### 1 職業訓練を委託するにあたって

社会福祉法人、NPO 法人、企業等に委託して行う若年無業者職業基礎訓練（以下、「基礎訓練」という）とは、職業能力の開発及び向上について適切と認められた施設が、県に代わって職業訓練を実施するものです。

よって当然のことながら、単に訓練を行うことによって県から補助金が支給されるといった性格のものではなく、予め定められたカリキュラムに沿った訓練の適正な実施はもちろん、訓練手当の支給や就職につながる各種支援、施設設備の充実、事務処理体制等を総合的に勘案し委託することとなります。したがって、「県に代わり若年無業者の就職のための基礎訓練及び就職支援事業を実施している」という意識を持って基礎訓練を受託していただく必要があります。

※訓練については、**若年無業者（一般的にニートと呼ばれる方々）**が対象となります。

※基礎訓練の具体的内容は、一般的な公共職業訓練の様に、専ら就職に向けた実践的なスキルを身につけるための訓練ではなく、基本的なビジネスマナー（挨拶・みだしなみ・電話対応等）・パソコンの基礎的な操作方法・適正な金銭管理方法の習得及び職場実習等となっています。

### 2 令和2年度訓練実施計画

コース名	開講月	年間定員	訓練期間（原則）	募集区域	訓練内容
知識・技能習得訓練コース	R2.8月 ～ R2.12月	50名	3か月以内	北部 中部 南部	就職に必要な知識・技能の習得を図るため、社会福祉法人、NPO 法人、民間教育訓練機関等を委託先として実施するコース
知識・技能習得及び実践能力習得訓練コース					上記知識・技能習得コースの座学に職場実習を組み合わせたコース
実践能力習得訓練コース					就職に必要な実践的な職業能力の開発・向上を図るために企業等の事業所現場を活用して実施するコース

※上記訓練計画はあくまで目安であり、受託申請の状況等により変更になる可能性があります。

### 3 応募に関する要件等

#### (1) 応募者に係る要件

応募にあたっては、以下の要件を全て満たす者とします。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- ③ 沖縄県暴力団排除条例第 2 条（平成 23 年条例第 35 号）第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- ④ 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑤ 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- ⑥ 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- ⑦ 労働関係法令を遵守していること。
- ⑧ 特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法を遵守していること。

(2) 選定対象からの除外

次の要件に該当した場合は、提出された提案は選定の対象から除外します。

- ① 申請書が提出期限までに提出されないとき。
- ② 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
- ③ 選定委員又は関係者に関し、選定に関する援助を直接的、間接的に求めたとき。
- ④ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為等を行ったとき。

#### 4 委託訓練実施に係る基本事項

- (1) 委託訓練コースの設定にあたっては、若年無業者の職業能力の開発に資する職業訓練であって、若年無業者の態様及び地域の雇用ニーズを勘案し、若年無業者の就職の促進を図るために必要な職業訓練と認められるコースの設定を行います。
- (2) 委託先の選定は、受託希望機関から提出された申請書類（カリキュラム、過去の実績、就職支援体制、事務処理体制の状況等）を踏まえ、沖縄県商工労働部にて行います。
- (3) 委託先機関は、訓練の実施に加え、訓練受講生の訓練受講状況、職業能力習得状況、訓練修了後の就職状況の把握及び報告を行うものとし、適切な職業訓練が実施できる体制が確保されていることが必要です。
- (4) 委託先機関は、沖縄県内に事務所及び訓練施設を設置し、訓練全般に係る責任者 1 名を訓練開設施設ごとに配置し、さらに訓練実施に伴う事務手続き等を適切に実施するため最低 1 名以上の事務担当者を配置するとともに、事務所内に電話・ファックス・電子メールの整備を行い、連絡体制を確立してください。
- (5) 募集区域は、北部、中部、南部の 3 区域に区分けします。それぞれの対象地域については、別紙「募集区域の対象地域」をご確認ください。

#### 5 訓練コースの概要

(1) 知識・技能習得訓練コース

若年無業者の就職の促進に資する知識・技能の習得を目的として実施するコースとします。訓練内容は座学を中心とします。

委託料の訓練経費は 1 人 1 ヶ月当たり 60,000 円以内（外税）とします。

(2) 知識・技能習得訓練及び実践能力習得訓練コース

訓練内容は、上記の知識・技能習得コースに実践能力習得訓練コースを組み合わせたコースとします。

委託料の訓練経費は、1人1ヶ月当たり60,000円以内（外税）とします。

(3) 実践能力習得訓練コース

企業等を委託先とし、事業所現場を活用して若年無業者の実践的な職業能力の開発・向上を目的として実施するコースとします。

訓練内容は、当該事業所における事業資源を有効活用し、事業主等が実際に実施している業務に関する作業実習（事業所内での座学等を含む。）を中心に、実践的な職業能力の習得を図るコースとします。

委託料の訓練経費は1人1ヶ月当たり60,000円以内（外税）とします。

6 訓練期間・時間について

(1) 訓練の開講時期は **8月以降** で設定してください（開講日は月の初日にすること。）。

(2) 訓練期間は3ヶ月以内で設定してください。

(3) 訓練時間は、1ヶ月当たり100時間（下限として、知識・技能習得訓練コース、知識・技能習得訓練及び実践能力習得訓練コースが80時間、実践能力習得訓練コースが60時間）を標準に設定してください。知識・技能習得訓練コース、知識・技能習得訓練及び実践能力習得訓練コースについては、1単位時間を45分以上60分未満とする場合は当該1単位時間を1時間と見なすことができます。

(4) 原則として土、日、祝日は休みとします。

(5) 職場実習についても原則として上記(1)～(4)を満たすよう設定してください、但し、実習先の状況により就業規則等に基づき、土、日、祝日に訓練を行う場合は、事前に沖縄県商工労働部労働政策課に申請し、承認を受けてください。

7 委託料の減額

以下の事項に該当する場合は、委託料が減額となります。但し、中途入校及び中途退校、又は、訓練修了までの出席率（出席時間数を総訓練時間で除して算出する。）が8割以上である場合は、減額は行いません。

(1) 委託契約で締結した訓練生定員に満たない場合は、契約で締結した訓練経費を訓練生定員で除し、訓練を実施した訓練生数を乗じることによって算出された額（円未満切り捨て）により訓練経費を支払うこととする。

(2) 中途入校及び中途退校した訓練生の訓練期間における出席率が8割に満たない場合は、1人当たりの訓練経費を総訓練日数（計画日数）で除して日額（円未満切り捨て）を算定し、総訓練日数より出席日数を差し引いた日数を乗じることによって算出された額を訓練経費より減額する。

(3) 訓練修了までに実施した訓練時間数が、総訓練時間数に対して8割に満たない場合は、1人当たりの訓練経費を総訓練日数（計画日数）で除して日額（円未満切り捨て）を算定し、欠席日数を乗じることによって算出された額を訓練経費より減額する。

(例) 知識技能習得訓練コースの場合

総訓練時間数 300 時間 (8 割は、240 時間)

- ・ 中途退校日までの出席時間数 245 時間 → 減額なし
- ・ 中途退校日までの出席時間数 200 時間 → 減額あり
- ・ 訓練修了日までの出席時間数 245 時間 → 減額なし
- ・ 訓練修了日までの出席時間数 200 時間 → 減額あり

減額計算例 訓練経費 1,800,000 円 訓練生定員 10 人 訓練実施人数 9 人  
 $1,800,000 \text{ 円} \div 10 \text{ 人} \times 9 \text{ 人} = 1,620,000 \text{ 円}$  (精算額)

中途退校 1 名が 8 割に満たない。総訓練日数 60 日 出席日数 40 日

$1,800,000 \text{ 円} \div 10 \text{ 人} \div 60 \text{ 日} = 3,000 \text{ 円}$  (日額)

$1,800,000 \text{ 円} - \{ (\text{総訓練日数 } 60 \text{ 日} - \text{出席日数 } 40 \text{ 日}) \times \text{日額 } 3,000 \text{ 円} \} = 1,740,000 \text{ 円}$  (精算額)

訓練生 1 名が 8 割に満たない。総訓練日数 60 日 欠席 20 日

$1,800,000 \text{ 円} \div 10 \text{ 人} \div 60 \text{ 日} = 3,000 \text{ 円}$  (日額)

$1,800,000 \text{ 円} - (\text{日額 } 3,000 \text{ 円} \times \text{欠席日数 } 20 \text{ 日}) = 1,740,000 \text{ 円}$  (精算額)

## 8 委託先機関の業務

カリキュラムに沿って実施する訓練業務以外の付帯業務

- (1) 訓練生受入れ事業所の開拓、マッチングに関すること
- (2) 訓練受講生の出欠席に伴う業務 (欠席、遅刻、早退届、添付証明書等)
- (3) 訓練の指導記録の作成 (訓練日誌)
- (4) 訓練受講生の欠席届等に係る各種証明書等の添付の確認及び提出
- (5) 訓練受講生の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理
- (6) 訓練受講生の中途退校に係る事務処理
- (7) 災害発生時の連絡
- (8) 訓練受講生に対する就職支援 (職業相談、求人開拓、求人情報の提供等)
- (9) 訓練実施状況の把握及び報告
- (10) 訓練受講生の能力習得状況の把握及び報告
- (11) 訓練終了時の受講生へのアンケート調査及び報告
- (12) 訓練終了時及び訓練終了後における訓練受講生の就職決定・見込み状況の把握及び報告 (訓練修了時点、1 ヶ月後、3 ヶ月後、6 ヶ月後)
- (13) 訓練生への訓練手当、訓練生受入事業所への訓練委託料の支払いに関すること。
- (14) 訓練時における新型コロナウイルス感染症のクラスター感染 (集団感染) 防止対策
- (15) その他沖縄県商工労働部労働政策課が必要と認める事項

## 9 留意事項

訓練計画の策定、訓練実施にあたっては下記について留意してください。

- ① 訓練指導員は、カリキュラムに対応した科目ごとの指導計画書等を作成し、訓練が円滑に進むよう配慮すること。
- ② 契約書に記載されている事項だけでなく、契約書に記載されていなくても法令の範囲内で実施可能な計画を策定すること。
- ③ 地域若者サポートステーションと連携し、訓練カリキュラムの設定及び訓練受講生の就職支援に努めること。

## 10 委託訓練受託申請書一式の提出について

以上の事項について御理解いただき、今年度の訓練について受託を希望する機関については、別添の委託訓練受託申請書一式に必要な事項を記入のうえ、**令和2年6月12日（金）17時**までに提出してください。

**申請書の様式は、沖縄県商工労働部労働政策課ホームページからダウンロードできます。**

## 11 提出・問い合わせ先

### (1) 提出物

- ① 提出書類一式（申請書（押印済み）含む様式1～8）及び関係資料を紙で1部提出
- ② 提出書類一式（申請書（押印無し）含む様式1～8）のExcelデータを下記メールアドレスへ提出

### (2) 提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（県庁8階）

沖縄県商工労働部労働政策課

TEL : 098-866-2366

FAX : 098-866-2355

E-mail : aa058009@pref.okinawa.lg.jp

## 12 委託訓練受託希望機関への通知等

委託訓練受託希望機関から提出された申請書については、沖縄県商工労働部内の選考委員会で協議のうえ、委託の可否を決定し、申請をいただいた全ての機関に対して、その結果は**6月下旬**を目処に文書にて通知いたします。

なお、決定された訓練コースについても、時期や地域間のバランスなどを考慮し、効果的な訓練を実施するため、開始時期やカリキュラム内容の変更等をお願いする場合があります。